

岐阜県アレルギー疾患対策推進協議会設置要綱

(設置)

第1条 アレルギー疾患対策基本法(平成26年法律第98号)に基づき、本県におけるアレルギー疾患対策を総合的に推進していくため、岐阜県アレルギー疾患対策推進協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会では、次に掲げる事項について検討する。

- (1) アレルギー疾患対策に係る現状や課題の把握に関すること。
- (2) アレルギー疾患に係る予防及び啓発に関すること。
- (3) その他、アレルギー疾患対策の推進に関すること

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選により選出する。
- 3 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(部会)

第6条 協議会に、専門の事項を検討するため必要があるときは、部会を設けることができる。

- 2 部会の構成員は、委員及び委員以外の関係者で組織する。
- 3 部会に部会長を置き、その選出及び職務等については、第5条の規定を準用する。

(運営)

第7条 協議会は、必要に応じて事務局が招集する。

- 2 協議会及び部会において必要があるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

(秘密の保持)

第8条 協議会の構成員は、職務上知り得た個人的事項を他に漏らしてはならない。

(事務局)

第9条 事務局は、岐阜県健康福祉部保健医療課におく。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成29年7月11日から施行する。